

平成 16 年 7 月 16 日

八戸市長 中 村 寿 文 様

八戸市協働のまちづくり市民会議  
議長 前 山 総 一 郎

「(仮称)八戸市協働のまちづくり基本条例案」について(答申)

八戸市協働のまちづくり市民会議では、市政運営は市民の信託に基づくものであるとの認識に立ち、地方分権時代における住民自治の確立の重要性から、八戸市が将来にわたって、住みよい豊かな都市として発展するためには、市と市民、事業者がそれぞれの役割と責任を自覚し、共に協力し合う効率的なまちづくりを推進していかなければならないとの結論に至りました。

ついては、市と市民、事業者が協働でまちづくりを進めていくことを市政運営の基礎とするため、「八戸市協働のまちづくり基本条例案」を答申いたします。

なお、条例制定に当たっては、本答申の趣旨をご理解の上、尊重いただきますよう要望します。

**(仮称)八戸市協働のまちづくり基本条例案  
に関する答申書**

**八戸市協働のまちづくり市民会議**

## ( 条例の必要性 )

これまでの日本社会は、中央集権のもと、国の強い指導によって政策が進められてきました。その結果、日本は世界でも有数の経済大国となり、全国どの地域でも平等な行政サービスが受けられるようになりました。

しかし、このことは、東京一極集中や国の役割の肥大化・行政の効率性の低下を招くとともに、住民不在の画一的なまちづくりや住民側の行政任せの傾向を強めることとなりました。

また、急速な少子・高齢化、バブル崩壊にみられる経済情勢の変化など、予測を超えた社会状況の変化によって、国も地方自治体も非常に厳しい財政状況となっており、これまでどおりの行政運営を根本から見直す必要性が生じてきました。

一方では、人々の価値観の多様化・高度化、自己実現意欲の高まりに伴い、自らが地域課題の解決を図ろうとする動きが活発化してきました。

これらの状況を受けて、国と地方の関係を見直し、地域ごとにその特色を活かした政策が行われるよう地方分権が進められています。

地方分権が進むことによって、地方公共団体自身が自ら治めるという自治本来の姿が求められています。このことは、自治体が、それぞれ自己決定と自己責任のもとで、住民主体の個性的で総合的な行政システムを構築する必要があるということを示しています。

自治の本旨である団体自治と住民自治の両立した行政運営こそが今求められているのです。

現在、地方分権は国と地方自治体の関係を見直すものとして進められていますが、地域住民と地方自治体との関係については、それぞれの地域が自らの責任によってそのあり方を見直さなければなりません。

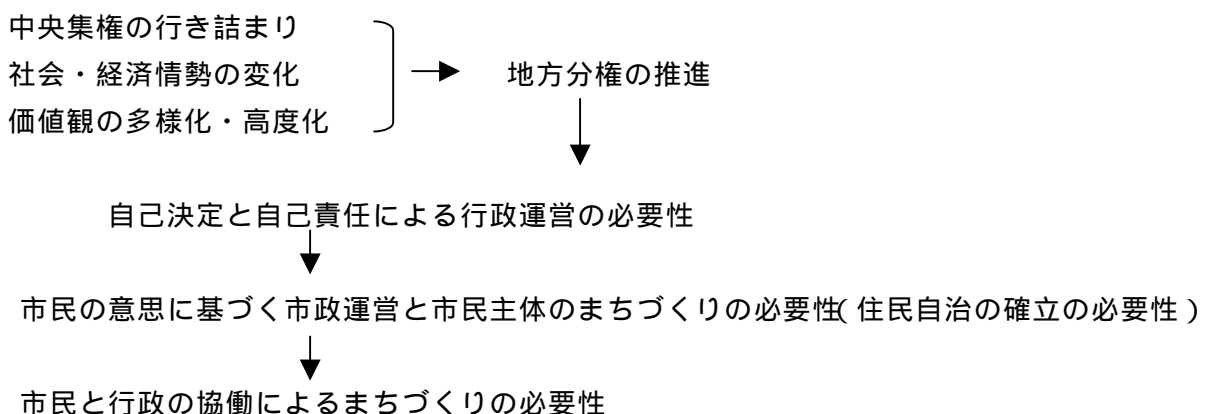
住民自治の実現のためには、市民の意思を適切に反映させるよう、市政への市民参加が必要であり、市民と行政が対等・平等の立場で協力し合う「協働」が必要です。

また、高度経済成長期においては、市民と行政の関係は、市民からの要望に応じて行政のサービス内容が拡大していくという傾向にありましたが、現在の厳しい経済情勢と多様化するニーズに、行政だけで全て対応することは難しくなっています。

これからは、それぞれの責任を自覚し、行政が担わなければならない役割と市民自らが担うべき役割を適切に分担し、協力し合っていく必要があります。

これらの状況に基づき、住民自治の確立を目指し、協働によるまちづくりを市政運営の基本とするため、条例を定めるものです。

## ( 考え方 )



**（仮称）八戸市協働のまちづくり基本条例案**  
**（解説付き）**

**八戸市協働のまちづくり市民会議**

## 目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 章 基本理念（第 4 条）

第 3 章 責務（第 5 条 - 第 10 条）

第 4 章 情報共有の原則（第 11 条 - 第 14 条）

第 5 章 協働の手法（第 15 条 - 第 19 条）

第 6 章 協働の推進（第 20 条 - 第 23 条）

第 7 章 評価（第 24 条）

第 8 章 その他（第 25 条・26 条）

附 則

## 前文

八戸市は、豊かな自然のもと、先人達の英知と努力によって築かれた歴史と伝統あるまちです。

私たち八戸市民は、このまちを先人達から受け継ぎ、市民一人ひとりのまちを愛する気持ちを大切に、だれもが安心して暮らせる豊かな地域社会を後世に引き継いでいきます。

そのためには、私たちは、まちづくりの主体として、自らの役割を自覚し、主体的にまちづくりに参加していく必要があります。

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、社会情勢の変化に的確に対応し、これまで以上に地域の特色を活かし、地域自らの意思と判断によってまちづくりを進めることが求められます。

ここに、市政は市民の信託に基づくものであることを確認し、市と市民、事業者がそれぞれ社会に果たす役割を認識するとともに、協働によってまちづくりを推進することを市政運営の基本とするため、この条例を定めます。

### **(趣旨)**

この条例の制定にあたって、条例本文では、示しきれない基本的な姿勢を表明するため前文を設けるもの。

### **(解説)**

多くの先人の努力によって現在の八戸市があり、その八戸市をさらに人々にとって暮らしやすい豊かな地域社会として後世に引き継いでいくことを宣言する。

八戸市をさらに魅力ある豊かなまちとするためには、市民自らがまちの主役であることを自覚し、誇りを持って、まちづくりへ参加していく必要性を示す。

また、国際情勢や社会状況の変化を的確に把握しながら、市民自らの意思と判断によって地域特色を生かしたまちづくりを行う必要があることを示す。

国政が国民の信託に基づくものであるのと同様に、市政は市民の信託に基づくものであるとの認識を示し、市民主体が基本であり、行政と市民と事業者のそれぞれの責任と役割に対する認識を促すと共に、協働していくことが市政運営の基本であることを明示する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、八戸市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市と市民及び事業者との協働によるまちづくりと行政運営についての基本的な原則を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって魅力ある個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (趣旨)

この条例の目的を定めるもの。

### (解説)

まちづくりの基本理念とともに市と市民、事業者の協働によるまちづくりを市の基本的な原則とすることを明らかにし、行政運営の基本的な原則を定め、市民主体のまちづくり（住民自治）を実現することによって、魅力的で個性豊かな、市民にとって誇りを持てるような「まち」の実現を目指す。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し又は通勤し若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 地域コミュニティ 市民が共同体意識又は連帯感をもって生活する一定範囲の基礎的な近隣社会をいう。
- (4) 市民活動 市民が自主的に行う公益性のある活動で、営利のみを目的としない活動をいう。
- (5) 協働 相互の存在意義や特性を認め、それぞれが果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係に基づき、自立した対等の関係で協力し合うことをいう。

### (趣旨)

この条例を読む際に共通の認識を持つ必要のある語句について定義するもの。

### (解説)

「市民」とは、地方自治法第10条に基づく、市内に住所のある人のほか、実態として八戸市に住んでいる全ての人を指し、国籍・人種等による区別はないものとする。また、住所があるばかりではなく、市内に通勤・通学するなど、八戸市のまちづくりに関わりを持つ人々全てを含む。

「事業者」とは、市内に事業所等を持ち、営利活動を行う民間の企業や商店等をいう。これら企業・商店等は八戸市の市民生活及び地域社会と密接な関わりを持ち、組織として、まちづくりに参加・協力する立場にあると考えられる。事業者についても、法人という範疇で、市民に含める考え方もあるが、本条例では、法人格の有無に関わらず、組織としての存在の役割に着目し、別に規定する。

「地域コミュニティ」とは、市民にとって、最も身近な生活の(場)基盤であり、まちづくりへの最も身近な参加の場と考えられる。

「市民活動」とは、市民の自主的・自発的な意思に基づく活動であり、課題解決を目指す活動によって、まちづくりの担い手として期待されるものである。

ただし、特定の政治や宗教の普及・啓発活動は除く。

「協働」とは、市民と行政、事業者がそれぞれの立場や役割を理解し、認め合うことで、自立した存在として、対等の関係で協力しあって、まちづくりを進め、公共を担っていくことである。

( 条例の位置づけ )

第3条 市は、条例及び規則等の策定、政策の立案、基本計画の策定に当たっては、最大限にこの条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 市民及び事業者は、最大限にこの条例の趣旨を尊重しなければならない。

**(趣旨)**

この条例の位置づけを定めるもの。

**(解説)**

市は、市政運営の基本となるこの条例の内容を理解するとともにその内容を生かすよう最大限尊重しなければならない。

市民、事業者においても、まちづくりを推進するにあたっては、本条例の内容を最大限尊重しなければならない。

市と市民及び事業者の協働はまちづくりの基本となるものであることから、この条例は市・市民、事業者すべてから尊重されなければならないものである。



## 第2章 基本理念

### (まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市と市民及び事業者との協働によることを基本とし、市民一人ひとりの幸福を目指し、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) すべての市民の人権が尊重され、自由及び平等な立場で、平和にかつ安全に暮らせるまちづくり
- (2) 歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造するまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と共生した美しいまちづくり
- (4) 全ての市民が共に支え合い、助け合いながら、安心して暮らせるまちづくり
- (5) 子ども達が、まちを愛し、夢と希望を持って、健やかに成長できるまちづくり
- (6) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
- (7) 災害に強いまちづくり
- (8) にぎわいと活力のあるまちづくり

### (趣旨)

市民憲章の考え方を尊重し、まちづくりの基本理念を定め、市が目指すまちづくりの方向性を定めるもの。

### (解説)

「人権・自由・平等・平和」：全ての市民の権利が尊重され、自由、平等に平和を享受して安全に暮らせるまちを目指す。憲法にも規定されるがまちづくりにおいても、基本として定め、住民自治の基礎とする。

「歴史・伝統・文化」：これまで、先人が築いてきた歴史・伝統・文化を次代へ引き継ぐとともに、地域の特色を活かした新たな文化の創造へつなげることを目指す。

「自然・環境」：八戸地域の恵まれた豊かな自然環境を守り、活かすことによって、人と自然が共生するまちづくりを目指し、潤いのある生活の基礎とする。

「健康・福祉」：支えあい、助け合う精神と充実した福祉のもと、全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

「こども健全育成」：次代を担う子ども達が夢と希望をもって、心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指す。

「子育て支援」：市と市民、あるいは住民相互の協力と連携によって地域全体で子育てを支援し、だれもが安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指す。

「防災」：地震災害の多い八戸地域にあっては、ハード面のみならず、人々が助け合い・協力しあうことによってソフト面でも災害に強いまちづくりを目指す。

「経済・産業」：豊かで活力に満ちた地域社会の基盤となる経済・産業の活性化を図り、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

### 第3章 責務

#### (市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、自由及び平等の立場でまちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、第4条に掲げるまちづくりの基本理念を実現するため、市及び事業者とともにまちづくりを担う者としての自覚を持ち、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

#### (趣旨)

住民自治を確立し、本条例の基本理念に掲げるまちづくりを実現していくため、まちづくりの主体は市民であることを明示し、その役割を示すもの。

#### (解説)

まちづくりの主体は、市民であり、全ての市民は性別・年齢・職業などによる差別を受けることなく、自由・平等な立場で、まちづくりに参加する権利を持つ。

市民は、まちづくりの担い手の一人であることを自覚し、行政や事業者とともに協働のまちづくりを推進する役割を担うものである。

市民は、まちづくりへ参加する権利を有するが、その参加は強制されるものではなく、個々の市民が参加・不参加を理由に差別的な扱いを受けることはない。

(子どもの権利)

第6条 子ども(20歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、その年齢に応じて、まちづくりへ参加する権利を有する。

2 子どもは、将来のまちづくりの主体として、まちづくりに関する教育を受ける権利を有する。

**(趣旨)**

20歳未満の市民には選挙権がないが、その年代に応じた地域社会との関わりがあることから、子どもの権利条約においても意見を表明する権利が認められているように、まちづくりの当事者として、参加する権利があることを示すもの。

**(解説)**

子どもは、その年齢によって、成人と同等の判断力を求め得るものではないことから、その年齢に応じた形でまちづくりに参加する権利がある。

なお、「子ども」の定義については、民法の成年の規定に準ずるとともに、間接民主制の制度上、選挙権がないことから、市のまちづくりに対する権利に差が生じないよう満20歳未満とする。

子どもは、次世代を担う者として、義務教育や学校教育ばかりではなく、家庭や地域全体から、まちづくりについて、教育を受ける権利を持つ。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その役割を認識し、協働のまちづくりの促進に対し、理解と協力を努めるものとする。

**(趣旨)**

事業者も組織として、地域を形成する主体であることから、その役割を規定するもの。

**(解説)**

事業者は事業活動を通じて雇用の創出や納税など社会的な責任を果たすことによって、社会に貢献しているが、さらに、地域の一員として、公共を担う自覚を持ち、協働のまちづくりに対する理解を深め、市民活動や地域活動への理解と協力を努める。

**(市の責務)**

第8条 市は、第4条に掲げるまちづくりの基本理念を実現するため、効率的な行政運営に努めなければならない。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を推進し、協働のまちづくりを促進しなければならない。

3 市は、重要な施策の立案等における意思決定の過程において、市民の意見を広く反映させるため、できるだけ市民参加の機会の確保に努めなければならない。

**(趣旨)**

協働のまちづくりを推進し、まちづくりの基本理念を実現するうえでの市の責務を明確に示すもの。

**(解説)**

「まちづくりの基本理念」に掲げるまちづくりを実現するため、市は必要な施策を総合的・計画的・効率的に実施していかなければならない。

市は、「協働のまちづくり」の実現のため、市民活動やボランティア活動、地域コミュニティ活動など市民の自主的・自発的なまちづくりを推進するため、必要な施策を講じていく必要がある。

市民の意思に基づく行政運営を行うため、政策立案・企画立案段階へ的確に市民の意思を反映させるため、意思決定の過程においても、可能な限り、市民参加の機会の確保に努めなければならない。

**(市長の責務)**

第9条 市長は、市の代表者として、第4条に掲げるまちづくりの基本理念を実現するため、協働のまちづくりを推進しなければならない。

2 市長は、市民の信託に応えるよう、公正かつ誠実で、市民に開かれた市政運営に努めなければならない。

3 市長は、適切な行政運営が行われるよう、市職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上に努めなければならない。

4 市長は、協働のまちづくりに対する市職員の理解を促進し、意識啓発に努めなければならない。

**(趣旨)**

市政運営に責任を持つ市長が市民の負託に応えるよう、執行機関の長としての責務について規定するもの。

**(解説)**

市長は、執行機関の長として、この条例の基本理念が実現されるよう、施策等の実施にあたっては、市民と行政との協働を推進していかななければならない。

選挙によって市政運営を信託された者として、その信頼に応えるよう公正で誠実な市民に開かれた市政運営に努めなければならない。

市長は、適切な行政運営のため、職員の監督者として、適切な指導を行うとともにその能力向上を図るために必要な研修・教育を行わなければならない

市長は、市職員に対し、本条例に掲げるまちづくりの基本理念及び協働のまちづくりに関する理解を促進し、意識啓発を行うよう努めなければならない。

(議会の責務)

第 10 条 議会は、市の意思決定機関として、公正かつ誠実で、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議会は、協働のまちづくりの重要性を認識し、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されるよう、調査及び監視しなければならない。

(趣旨)

直接選挙によって選ばれた議員で構成される議会は、市長とともに、二元代表制の一翼を担うものである。また、市長と独立対等な関係によって、議決機関として自治体の適切な運営に責任を持つものであることが地方自治法によって規定されているが、市政は市民からの負託によるものとの考え方から、改めて協働のまちづくりの観点に立ってその役割を確認するもの。

(解説)

地方自治法によって定められる議会の役割に基づき、市の意思決定機関（議決機関）としての責務として、公正・誠実、市民に開かれた議会運営に努める必要がある。（地自法 96 条）

議会は、本条例に基づく協働のまちづくりの重要性を認識し、市民の代表として、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているかどうかを地方自治法に定められる検査権・監査権・調査権等に基づき、常に監視していかなければならない。（地自法 98 条・100 条）

## 第4章 情報共有の原則

### (情報共有)

第11条 市及び市民は、協働のまちづくりの推進のため、必要な情報の共有に努めるものとする。

2 市民は、市に対し、必要な情報の提供を受ける権利を有する。

### (趣旨)

市と市民が相互に信頼関係を築き、対等・平等に協力しあうためには、正確な情報を相互に共有することが基本であることを示すもの。

### (解説)

市は、自らが保有する情報を市民と共有するように努めるとともに、市民側も自らが持つ情報については、必要に応じて行政と共有するよう協力する。

まちづくりへの市民参加を促進し、行政と市民が協働でまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりに関する情報を必要に応じて取得できることが、まちづくりに対する理解と関心を深め、自主的・自発的にまちづくりへ参加することにつながるとの考え方から、情報を知る権利を定めるもの。

### (説明責任)

第12条 市は、政策の立案等に当たって、その内容及び必要性、妥当性について、市民の理解を得るため、誠意をもって、説明しなければならない。

### (趣旨)

情報共有にあたって、市の責務として、説明責任があることを示すもの。

### (解説)

情報共有のためには、ただ単に情報を提供するだけでなく、市は市政運営、まちづくりのあらゆる面で、市民の理解を図るために、分かりやすく説明をする責任がある。

(情報公開及び提供)

第 13 条 市は、市が保有する情報を積極的に公開するよう努めるとともに分かりやすく情報提供するよう努めなければならない。

2 市は、情報の正確かつ適正な収集に努めるとともに適切な管理を行わなければならない。

(趣旨)

情報共有の基礎として、情報を提供する市の責務を示すもの。

(解説)

市と市民が情報の共有を図るために、市民の知る権利、情報を取得する権利を保障するものとして、市は、まず、持てる情報を進んで正確に提供しなければならない。

公表・提供される情報が、不正確で不適切な内容では、市民が誤った判断を行うことになるため、正確で適切な情報の収集に努めるとともに、適切な管理を行う必要がある。

(個人情報の保護)

第 14 条 市は、個人の権利が侵害されることのないよう個人情報を保護しなければならない。

(趣旨)

市では、すでに、個人情報保護条例を制定しているが、本条例においては、情報共有が協働のまちづくりの根幹であることに基づき、情報公開、情報共有の原則に立ちながらも、個人の利益を侵害するものであってはならないことを明確にするためこの条項を設けるもの。

(解説)

情報共有、情報公開により、市民の知る権利を保障する一方で、個人のプライバシーや権利が侵害される恐れがある個人情報に関しては、市はこれを保護する責務を負う。



## 第5章 協働の手法

### (パブリック・コメント制度)

第15条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、案の段階で、市民へその内容等の情報を公表し、市民等から意見を受け、その意見等を考慮して政策等の決定を行う制度の充実に努めなければならない。

### (趣旨)

市民や事業者の意見を市政に反映させる具体的な手法のひとつとして、パブリック・コメント制度を定めるもの。

### (解説)

パブリック・コメントの手続きについては、市の基本的な政策等の策定段階への市民参加を保障し、提出された意見等を検討・考慮し、政策の決定を行うものとして、制度の充実に積極的に図っていかなければならない。

現在、市には、パブリック・コメントの手続きの方法を条例等で定めたものはないが、将来的には、この条項に基づき、全市的な手続きの手法を定めることが望ましい。

### (政策提案制度)

第16条 市は、市民等による政策等に係る提案が可能となるよう、提案制度の充実に努めなければならない。

### (趣旨)

市民の積極的な市政への参加を促進し、その意思を反映させた政策や事業を実施するとともに、市民と行政の適切な役割分担に基づいたまちづくりを実現するため、単なる市民参加の拡大にとどまらず、市民の側からの政策や事業に関する提案を可能とする仕組みをつくるよう努めることを規定するもの。

### (解説)

個々の市民や市民活動団体、各地域のまちづくりに対する「思い」を、行政と市民、事業者などが協働して実現するため、市民の側からの政策や事業提案を可能とするコーディネートの機能や相談の場の設置など、その仕組みを作る必要がある。

( 附属機関等の委員の公募 )

第 17 条 市は、附属機関等の委員を任命するときは、多様な市民の参加を求め、市民の意見を反映させるため、公募に努めなければならない。

( 趣旨 )

市長の諮問機関である各種の附属機関等についても、市民の意見を反映させるため、積極的に市民参加を図るよう公募制を規定するもの。

( 解説 )

附属機関等の既存の市民参加の場においても、設置基準等を設けてはいるが、形式的な運営に陥る危険性があることから、性別、職業などの差別なく、多くの市民が市政に参加できるよう、市はさらに公募制を充実させ、機会の拡大に努めなければならない。

( 総合計画 )

第 18 条 市は、第 4 条に掲げるまちづくりの基本理念を実現するため、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこの構想を実現するための基本計画(以下、「総合計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市は、総合計画の策定にあたっては、地域の特性を生かし、市民の主体的な意思に添うよう、できるかぎり市民の参加を求めなければならない。
- 3 市は、総合計画に基づき事業等が実施されるよう、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて、計画自体の見直しを図らなければならない。

( 趣旨 )

地方自治法に基づく総合計画は市の最上位の計画であることから、本条例で定めるまちづくりの基本理念に則して策定されるべきことを示すもの。

( 解説 )

地方自治法第 2 条第 4 項「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てのその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。」という規定に基づき、市では「総合計画」を策定しており、定期的に見直しを図っている。

総合計画は市政運営の根幹をなす計画であり、市の事業は、この計画に基づいて実施、運営されていることから、その策定に当っては、この条例で定めるまちづくりの基本理念に則して定められなければならない。

市の最も重要な総合計画は、市民の意思が的確に反映された計画でなければならないことから、その策定にあたっては、できる限り、市民参加の手法を取り入れなければならない。各種事業等が総合計画に基づいて行われているかどうかを点検・管理するとともに、市民の満足度を確認するなど、必要に応じて計画自体の見直しを図っていかなければならない。

(市民投票)

第 19 条 市長は、市民生活に係る極めて重要な事項について、広く市民の意思を問う必要があると判断した場合には、市民投票を実施することができる。

2 市長は、市民投票を実施する場合は、その都度、投票の実施に係る必要事項をあらかじめ条例で定めなければならない。

3 市長は、市民投票を実施する場合には、市民の適切な判断に資するよう、市民に対し、投票に係る事案について、できるかぎり情報提供に努めなければならない。

4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(趣旨)

市民主体のまちづくり(住民自治)を目指す本条例の趣旨に基づき、市民の意思を確認するための最終手段として、市民投票を制度的に保障するもの。

現行の地方自治制度を補完するものとして位置付けるものであるが、地方自治における間接民主制を否定するものではない。

市民の意思を的確に把握し、市政に反映させることを目指すもの。

(解説)

市民投票の実施にあたって、安易な実施は、現実の行政運営に支障をきたすものであることから、市民の生命・財産などに危険が及ぶような事案や市民生活に関わる極めて重大な事案であると市長が判断した場合に実施できるものである。

市民投票の取扱いについて、すべての事案を一律の取扱いにすることは制度的に硬直的となり、適切な判断の妨げとなる可能性があるため、最も適切な対象や方法を選択できるよう市民投票の実施にあたっては、個別事案に添って、投票者の範囲等必要な事項を条例として定めるため、議会を通じて、実施の可否を含めた必要事項を審議しなければならない。市民投票の実施にあたっては、市民が適切な判断をくだせるよう、投票に関わる事実関係等、正確な情報を提供するよう努めなければならない。

市民投票の結果は市民の意思として、真摯に受け止め、その意思を尊重するよう市長及び議会は的確に判断をしていかななければならない。

## 第6章 協働の推進

### (市民活動の推進)

第20条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民活動を支援しなければならない。

2 市は、市民活動の支援に当たっては、その自主性及び自立性を尊重し、総合的かつ計画的に行わなければならない。

3 市民は、市民活動に対する理解を深め、できるだけ協力及び参加に努めるものとする。

### (趣旨)

市民活動団体や NPO 法人は、その活動の公益性から行政、企業とともに、公共の担い手として期待される存在であることから、協働のまちづくりの実現のため、市民活動を積極的に推進することを示すもの。

### (解説)

市は、協働のパートナーとして、公益性のある市民活動を育て、支援する必要がある。

市は、市民活動の促進にあたっては、市民活動団体を単なる行政の下請け組織と位置付けることのないよう、その自主性や自立性といった特徴を活かし、計画性をもって、包括的な施策を行わなければならない。

市民は、自身のまちづくりへの参加の場ともなる市民活動に対し、理解を深め、まちづくりの主体として、可能な部分で積極的に参加するよう努める。

(地域コミュニティ活動の推進)

第 21 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動（地域コミュニティ内の市民の自主的で公益性のある活動をいう。次項において同じ。）に対し、必要に応じて支援に努めるものとする。

2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、地域コミュニティ活動への理解を深め、できるだけ協力及び参加に努めるものとする。

(趣旨)

地域コミュニティ活動への市民の参加と活動の活発化がコミュニティ自治、ひいては住民自治の気運の醸成に繋がるという認識に立ち、地域コミュニティ活動を推進する必要性があることを示すもの。

(解説)

市民にとって最も身近な生活の場である地域コミュニティは、社会の基盤であり、まちづくりの場である。その活動を推進することは、豊かな地域コミュニティを実現すると同時に、住民がまちづくりの担い手、協働のパートナーとなり、住民自治の基礎を築くことでもあることから、市はその活動をできる限り支援しなければならない。一方で、行政による地域コミュニティ活動への過度の関与は、市民の自主性を損なうことから、必要に応じた支援としなければならない。

市民は、地域住民の一員、地域コミュニティは一人ひとりの主体性を持った住民の集まりであるという認識のもとに、地域コミュニティ活動への理解を深めるよう努力するとともに各人が可能な範囲で協力し、参加するよう努めるものとする。

( 地域コミュニティ自治の推進 )

第 22 条 市及び市民は、地域コミュニティを通じて、市民が主体となった地域に根ざしたまちづくりが行われるよう、地域コミュニティ自治の推進に努めるものとする。

( 趣旨 )

コミュニティ活動の推進を基礎に地域の活性化と自治力の向上を図るとともに、地域特色を活かしたまちづくりを実現するため、地域コミュニティの新たな自治の仕組みが必要であるという認識に立ち、将来に向けてその仕組みづくりとその充実を図っていく必要性があることを示すもの。

( 解説 )

地域住民が自ら地域の将来を考え、その意思に基づく地域づくりを自らの手で行うことが、その地域に最もふさわしいまちづくりを進めることであり、地域住民の幸福や地域の活性化に繋がるものであることから、市は積極的に地域自治の仕組みづくりやコーディネートできる人材育成を進めなければならない。また、市民は、地域コミュニティ自治の主体であるという認識のもとに、自治組織が有効に機能するよう、その仕組みづくりと自治組織の発展に協力するものとする。

(連携)

第 23 条 市は、協働のまちづくりを推進し、効率的な行政運営を行うため、積極的に他の地方公共団体、国及び他の機関との連携に努めなければならない。

2 市は、効率的な行政運営を行うため、行政内部の各担当部局間の連携を図るものとする。

(趣旨)

広域化する市民の生活や活動に対応できるよう、市は内外の各種の行政機関と連携していく必要があることを示すもの。

(解説)

市民は、行政区分によって生活するものではなく、また、交通が発達し、情報化が進んだ状況では、まちづくりの様々な課題は市単独で解決できない場合も考えられることから、協働のまちづくりを推進し、効率的な行政運営を図るために、他の市町村や県、国、警察や消防など、様々な機関と積極的に連携を図っていかなければならない。

市の行政内部においては担当部局ごとに事務事業を実施しているが、市民生活は、担当部局で区分できないことも多く、縦割りの弊害が指摘されていることから、適切・迅速な対応が可能なよう、行政内部で、常に、連携を図らなければならない。

## 第7章 評価

### (評価制度)

第24条 市は、行政運営を効率的に進めるため、事業等に関する評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 市は、協働のまちづくりの趣旨に基づく行政運営が推進されるよう、協働に関する評価制度の充実に努めなければならない。

### (趣旨)

条例が正しく理解され、運用されるよう、その評価体制の必要性を示すもの。

### (解説)

すでに行政評価システムについては構築が進められているところであるが、行政運営が効率的に行われているか否かの評価を行い、公表することは、運営の見直しにつながるばかりでなく、市民に対する行政運営の情報を提供し、まちづくりへの関心を高めることにもつながるものという考え方から、行政評価の必要性を規定するもの。

市の行政運営に関し、効率性のみの評価ではなく、本条例の趣旨に基づき市民の意思に基づいて事業が行われているか、市民等との協働によって行政運営が行われているかを評価するシステムが必要である。



## 第 8 章 その他

( 条例の見直し )

第 25 条 市は、この条例について、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

**(趣旨)**

社会情勢の変化の激しい現代においては、条例の内容自体が市民の意思と乖離しないよう必要に応じて見直しを行うことを示すもの。

**(解説)**

この条例は、まちづくりの基本理念を定めるものであることから、持続性が必要なものであるが、現在の社会情勢の変化の早さにも対応ができるよう、必要に応じて改正の手続きを行うものである。

( 委任 )

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**(趣旨)**

この条例の施行にあたって、条例のみで規定できない事務手続等必要な内容については、別に規定することを示すもの。

**(解説)**

この条例を施行していくにあたって、その手続き等、必要な内容については、市長の判断により、別途定めていくものである。

附 則

この条例は、平成 17 年 月 日から施行する。